

負債と資本の区別の今日の問題

- ①複合金融商品（負債と資本の性質を兼ね備えた金融商品）の普及

例	強制償還株式	劣後条件付社債
法形式	資本	負債
経済的実質	負債	資本

- ②自社株式を義務決済の手段とした取引の増加
(例) 新株予約権付社債、ストック・オプション

負債と資本の区別の今日の問題 ～事例①～

デル・コンピュータ社(2001年第1四半期決算)

- ・自社株式1,600万株を時価(25ドル)の約2倍(47ドル=権利行使価格)で買い入れ
- ・自社株式を対象としたプット・オプションの売り建て(あらかじめ決められた価格で自社株式を買い取る義務)
- ・しかしデル社はこのプット・オプションの義務を負債として計上しなかった。

負債と資本の区別の今日の問題 ～事例②～

- ①現物決済の場合(買い手が現物株式を引き渡し、売り手が現金を支払う)
→ 自社株の交換(資本取引)とみなされ、プット・オプションの義務は資本に分類
- ②純額現金決済の場合(損失が生じた側が利益が生じた側に利益に相当する現金を支払う)
→ プット・オプションの義務は資産を引き渡すことによって決済しなければならない義務=負債に分類

負債と資本の区別の今日の問題 ～事例③～

- ③純額株式決済(損失が生じた側が利益が生じた側に利益に相当する現在公正価値を持つ自社株式を引き渡す)
→ 自己株式≠資産なので、プット・オプションの義務は資産を引き渡すことによって決済しなければならない義務にあらず、資本に分類される。
デル社はこの方法を採用

負債と資本の区別の方法(1) ～負債確定アプローチ～

- * 定義に照らして負債項目を先決し、それ以外の項目を資本とする方法
- * 複合項目(メザニンmezzanine equity)は準資本として資本に分類
 $B/S \text{貸方} = \text{負債} + (\text{資本} + \text{準資本})$
- * 日本の現行制度は負債確定アプローチ少数株主持分や新株予約権等を準資本(株主資本以外の純資産)に収容

負債と資本の区別の方法(2) ～資本確定アプローチ～

- * 定義に照らして資本項目を先決し、それ以外の項目を負債とする方法
- * 複合項目は準負債として負債に分類
 $B/S \text{貸方} = (\text{負債} + \text{準負債}) + \text{資本}$
- * 日本の旧制度
新株予約権等を負債の部に仮勘定として収容 → 資本確定アプローチ

負債と資本の区分の方法（3） ～3区分アプローチ～

- * 複合項目や負債、資本どちらの定義も満たさない項目を収容する中間区分を創設
B/S貸方=負債+中間区分+資本
- * 日本の旧原則には3区分アプローチがあった。
少数株主持分を負債の部と資本の部の間に独立項目として表示
 - ・ 親会社説に立つと連結資本外
 - ・ 返済義務のある負債でもない

負債と資本の区分と損益計算

- * 資本に分類されると、
 - ① 直接的な評価の対象にならない。
 - ② 資本の増減変動（資本取引）から損益は生じない。
 - * 負債に分類されると、
 - ① 直接的な評価の対象になる。
 - ② 負債の増減変動（損益取引）から損益が生じる。
- 負債と資本の区分は損益計算の基礎をなす

負債と資本の区分をめぐる 現行基準

- 企業会計基準適用指針第17号
「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
(平成19年4月25日、企業会計基準委員会)

新株予約権の会計処理

- ① 発行時
「新株予約権」として純資産の部に計上
- ② 権利行使時
 - ・ 新株を発行する場合
新株予約権の発行に伴う払込額+権利行使に伴う払込額を払込資本に振り替え
 - ・ 自己株式を処分する場合
自己株式処分差額をその他資本剰余金として処理する
- ③ 権利失効時：失効額を特別利益に計上

自己新株予約権の会計処理

- ① 取得時の会計処理
 - ・ 取得時の時価を以て取得価額とする。
- ② 保有時の会計処理
 - ・ 上記①で算定した価額で純資産の部の新株予約権から直接控除する。
 - ・ 新株予約権の価額 ≤ 自己新株予約権で、かつ自己新株予約権の時価が著しく下落して回復見込みがない時は、当該差額を当期の損失として処理